



【南九州市子育て転入世帯家賃応援補助金】 市外から転入する子育て世帯を応援します



南九州市では、市外から転入する子育て世帯が、民間の賃貸住宅に入居し、常用の雇用者として勤務する場合に、家賃の半額を補助します。

【制度変更のお知らせ】

・令和8年度から、最長12カ月に変更となりました。

補助金額

$$\text{家賃}^{(\ast 1)} \text{月額の} 1/2 \text{ (上限月額2万円)} \times \text{最長12か月}$$

※1 家賃： 家賃（共益費、駐車場代等を除く）から住宅手当を控除した額

補助対象者

以下の全ての要件を満たす方が対象となります。

- 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、本市に転入し居住を開始している子育て世帯（※2）

※2 子育て世帯： 転入日において高校生までの子どもと生計を一にする世帯 または 転入日以後に新たに子が生まれた世帯

- 南九州市内外の事業所に、常用の雇用者として勤務する方

- 新たに民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、本市に転入し居住を開始している子育て世帯
- 南九州市内外の事業所に、常用の雇用者として勤務する方
- 市税等の滞納がない者
- 生活保護等の公的制度による家賃補助等を受けていない者
- 暴力団員でない者
- 外国人の場合は、永住許可を受け、本市の住民基本台帳に登録されている者
- 南九州市役所の職員でない者

申請受付期間は、転入日（または、転入日以後に新たに子が生まれた日）から **6ヶ月以内** です。

■ 注意事項（補助金の交付に際して）

- ・ 民間の賃貸住宅が対象となります。ただし、次の住宅等は除きます。（官舎や公営住宅、社宅や寮、2親等以内の親族が所有する住宅）
- ・ 転居された場合：転居月の前月までとなります。ただし、他の民間賃貸住宅へ転居した場合は、36月以内の範囲内で再申請が可能です。
- ・ 離職された場合：離職した日の属する月の前月までとなります。ただし、再就職した場合は、36月以内の範囲内で再申請が可能です。

■ 提出書類

- ・ 以下の必要な書類をページ下位の担当窓口まで提出します。
- ・ 前期分（4月から9月）・後期分（10月から翌年3月）の年2回の提出が必要です。



詳細はこちら

交付申請 (申請者→市)

転入日から6ヶ月以内に、「子育て転入世帯家賃応援補助金交付申請書（第1号様式）」に下記の書類を添えて、企画課または各支所地域振興係へ提出してください。

(添付書類)

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 勤務する事業所の雇用又は採用通知書等の写し
※様式に決まりはありませんが、下記の「(任意様式)雇用証明書」を提出いただいても構いません。
- (3) 勤務する事業所の住宅手当の支払いの有無が確認できる給与明細書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

交付の決定 (市→申請者)

書類や資格を審査し、補助の対象となる場合は申請者へ「交付決定通知書」を郵送します。

実績報告 (申請者→市)

実績報告書及び家賃の領収書等の写しをページ下位の担当窓口へ提出します。

- ・ 前期分（4月から9月）：申請又は継続申請年度の10月10日までに提出
- ・ 後期分（10月から翌年3月）：申請又は継続申請年度の4月10日までに提出

交付の確定 (市→申請者)

書類や資格を審査し、補助の対象となる場合は申請者へ「交付確定通知書」を郵送します。

補助金の請求 (申請者→市)

請求書に、口座情報を記入し、企画課または各支所地域振興係へ提出してください。

入金 (市→申請者)

請求書を確認し、指定の口座へ補助金を入金します。